

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

下記のとおり企画提案書の提出を招請します。
令和6年2月5日

支出負担行為担当官
警察庁長官官房会計課理事官
永山 貴大

記

- 1 契約担当官等の官職及び氏名
支出負担行為担当官
警察庁長官官房会計課理事官 永山 貴大
- 2 業務概要
 - (1) 契約件名 自動車管理業務請負
 - (2) 契約内容 仕様書による。
 - (3) 契約期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 3 参加資格、選定基準及び評価基準
 - (1) 企画提案書の提出者に要求される資格
 - ア 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - ウ 令和4・5・6年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA、B又はCの等級に格付けされている者であること。
 - エ 警察庁から指名停止措置を受けている期間中の者でないこと。
 - オ 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
 - (2) 企画提案書の特定のための評価基準
 - ア 車両管理者の業務実施能力
 - イ 業務実施体制
 - ウ 主な運行契約実績その他
 - エ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標
- 4 手続等
 - (1) 担当部局
東京都千代田区霞が関2-1-2
中央合同庁舎第2号館内 警察庁長官官房会計課庶務係
電話 03-3581-0141
 - (2) 企画提案書及び必要書類の提出期限、場所及び方法
令和6年2月29日 17時00分
上記(1)に同じ。郵送又は持参すること。郵送の場合は提出期限までに必着のこと。
- 5 その他
 - (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
 - (2) 契約書作成の要否 要
 - (3) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)に同じ。
 - (4) 詳細は仕様書による。

自動車管理業務請負

警察庁長官官房会計課

項目及び構成

- 仕様書
- 応募要領
- 審査手順書
- 審査項目
- 契約書（案）
- 企画競争に関するアンケート

メモ

○方式

公募型プロポーザル方式

○契約予定額

87,379,000円（税込み）

○企画提案書の提出期限は、

令和6年2月29日 17時00分（必着）です。

○企画提案書の構成は、「応募要領」をご確認下さい。

○企画提案書と併せて、

- ・「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し」
*令和4・5・6内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA、B又はCに格付けされている者であること。
- ・「見積書」を提出して下さい。

なお、見積書は一式見積りではなく、可能な限り細かな内訳を添付してください。提出後、必要に応じて内容をお聞きする場合がありますのでご承知願います。宛名は「警察庁」でお願いします。

また、見積額は契約金額をご提示ください。

○契約に関する照会先

長官官房会計課調達係

電話 03-3581-0141 内線2298

メール tyotatu@npa.go.jp

○仕様に関する照会先

長官官房会計課庶務係

電話 03-3581-0141

○注意事項

入札を辞退される方は、別紙「企画競争に関するアンケート」に必要事項を記載の上、メールで送付してください。

契 約 書 (案)

警察庁（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、次のとおり自動車管理業務請負契約を締結する。

1 契 約 事 項 自動車管理業務請負

2 契 約 金 額 円

うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 円

「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額である。

3 契 約 保 証 金 徴収免除

（契約の目的）

第1条 乙は、甲に対し、別紙1に掲げる甲の所有する車両（以下「管理車両」という。）に係る管理を請負い、甲は乙に対価を支払うものとする。

（契約の内容）

第2条 本契約により、乙が行う業務の内容等については、本契約書によるもののほか、別に定める自動車管理業務請負仕様書による。

（契約期間）

第3条 契約期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。なお、甲乙協議の上、契約期間を変更することができるものとする。

（基本管理料）

第4条 基本管理時間において、管理業務を実施するために要する料金を基本管理料という。

2 基本管理料の月額は、別紙2、表（1）のとおりとする。

（基本管理時間外管理料）

第5条 基本管理時間以外において、基本管理業務を実施するために要する料金を基本管理時間外管理料という。

2 基本管理時間外管理料の時間計算は、乙が毎月1台毎に基本管理時間外の管理時間を合計するものとする。ただし、月の合計時間が15分未満の場合は切り捨て、15分以上の場合は切り上げるものとし、30分を単位として計算するものとする。

3 基本管理時間外管理料の単価は、別紙2、表（2）のとおりとする。

(追加管理車両管理料)

第6条 自動車管理業務請負仕様書の定めにより管理車両を追加した場合に要する料金を追加管理車両管理料という。

2 追加管理車両管理料の単価は、別紙2、表(3)のとおりとする。

(経費の負担)

第7条 本業務実施のために必要な以下のものについては、甲の負担とする。

(1) 乙が甲の管理車両を管理中に必要となる有料道路料金、有料駐車場、フェリー料金等の実費料金については、甲に請求するものとする。

(2) 自動車継続検査(検査・点検)時の法定費用(重量税、自動車損害賠償責任保険料、検査登録印紙代)及び検査・点検費用

(3) 燃料代

(4) 乙に過失がない場合の管理車両の修繕費

(5) 車両管理者の控室

(6) 更衣ロッカー、机、椅子

(7) 当該業務実施に必要な光熱水

2 本業務実施のために必要な被服費等については、乙の負担とする。

(検査)

第8条 乙は毎月の業務終了後、速やかに甲に完了届を提出し、甲の検査を受けるものとする。

(料金の請求)

第9条 乙は、前条に定める検査を受けた後、基本管理料の月額に併せ、第5条第2項により算出した時間に同条第3項に定める単価を乗じて算出した額及び第6条第2項に定める追加管理車両管理料単価に月毎の使用台数を乗じて算出した額に消費税及び地方消費税を加算した金額を甲に請求するものとする。

2 消費税及び地方消費税は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法(第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額である。

(料金の支払)

第10条 甲は、前条に定めるところにより、乙の適法な請求書を受理した日から、30日以内(以下「約定期間」という。)にその対価を乙に支払うものとする。

2 甲は、履行期限が分割されている場合、特約をすることによって部分払いをすることができる。

3 甲は、第13条による契約解除の場合、既に履行済の作業があり、これが未履行の作業と分離して契約の目的の一部を達するものであるときは、その対価を乙に支払うものとする。

(支払遅延利息)

第11条 甲は、自己の責めに帰すべき理由により、約定期間に契約金額を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、請求金額に対し契約締結日の政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した金額を遅延利息として、乙に支払わなければならない。ただし、約定期間に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(甲及び第三者に対する損害賠償)

第12条 乙は、契約期間内の管理車両の管理中における人身、対物及び車両等の事故については、その損害に対する賠償責任を負い、かつ、これに伴う一切の費用を負担するものとする。

(契約の解除及び違約金)

第13条 甲は、自己の都合により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、乙がその債務を履行しない場合において、期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

3 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合、前項の催告をすることなく、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙に、以下の事由が生じた場合

イ 仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、手形交換所の取引停止処分若しくは租税公課の滞納処分があり、又はこれらの申立て若しくは処分を受けるべき事由を生じた場合

ロ 手形若しくは小切手の不渡りを生じ、支払停止の状態に陥り、又は破産、民事再生手続、会社更生手続等の申立てを受け、若しくは自ら申し立てた場合

ハ 営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の行政上の処分を受けた場合

(2) 甲が行う本契約の履行確認に際し、乙若しくはその代理人、使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他の不正行為があると認めた場合

(3) 乙が第14条第1項に該当する場合

(4) 乙が第23条に規定する暴力団排除条項第1条、第2条又は第4条第2項に該当する場合

(5) 前各号のほか、乙が民法（明治29年法律第89号）第542条第1項又は第2項の各号に該当する場合

4 乙は、第2項又は第3項に該当する場合、甲に対し、違約金として契約履行未済相当額の100分の10に相当する金額を支払う。ただし、乙が契約保証金を納付している場合は、当該保証金を違約金に充当する。

5 甲は、第3項第5号の場合において、乙の責めに帰することのできない事由によるものと認

めたときは、前項の違約金の支払を免除することができる。

(私的独占又は不当な取引制限等に伴う解除)

第14条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号に規定する罪の嫌疑により公訴を提起されたとき(乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(私的独占又は不当な取引制限等に伴う違約金)

第15条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当する場合、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号に規定する罪の嫌疑により公訴を提起され、有罪判決が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条

の3において読み替えて準用する場合を含む。)及び同法第7条の3第1項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 当該有罪判決が言い渡された裁判において、乙が違反行為の首謀者であると認定されたとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

4 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、期日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、違約金に対して契約締結日の債権管理法施行令(昭和31年政令第337号)第29条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率を乗じて計算した金額を遅延利息として、甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

第16条 甲は、乙の契約不履行によって損害を受けた場合は、乙に対し第13条第4項、第15条第1項及び第2項の違約金とは別にその損害の賠償を請求することができる。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

2 乙は、第13条第1項による解除のため損害を生じた場合は、甲の解除の意思表示を受領した日から30日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。ただし、甲が乙の同意を得て解除した場合はこの限りではない。

3 甲は、前項の請求を受けた場合、その損害を賠償することができる。

(契約上の地位移転・債権譲渡等の禁止)

第17条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承認を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法(昭和28年法律第196号)第2章第2節の規定に基づき設立された信用保証協会、中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関(以下「金融機関」という。)又は資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社(以下「特定目的会社」という。)に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 乙が本契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、乙が前項ただし書きに基づいて、信用保証協会、金融機関又は特定目的会社(以下「丙」という。)に債権の譲渡を行い、乙及び丙が甲に対し、民法第467条若しくは動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成10年法律第104号)第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合にあっては、乙は丙に対し次の各号の定めを同意させ、又は遵守させる義務を負う。

(1) 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は譲渡債権金額を軽減できる権利を保留すること。

(2) 丙は、譲渡対象債権を第1項ただし書きに掲げる者以外の者に譲渡し、又はこれに質権を設定しその他債権の帰属及び行使を害すべきことはできないこと。

(3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合は、丙は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、専ら乙と丙の間において解決されなければならない。

いこと。

- 3 第1項ただし書きに基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、甲がセンター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生じるものとする。

（再委託）

第18条 乙は、本件業務の全部若しくは大部分を一括して、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。以下同じ。）に委託してはならない。ただし、本契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、本契約の一部（仕様書に示す業務の主たる部分を除く。）を第三者に再委託（再々委託以降の委託を含む。以下同じ。）する場合は、乙は、再委託承認申請書（別紙様式）を再委託開始の10日前までに甲に提出し、承認を得なければならない。

- 2 甲は、乙から再委託承認申請書の提出を受けた場合は、所要の審査を実施の上、その結果を再委託承認書（別紙様式）で乙に通知するものとする。
- 3 乙は、甲から承認を受けた内容を変更する場合は、遅滞なく第1項と同様に甲の承認を受けなければならない。
- 4 乙は、この契約の一部を第三者に再委託するときは、再委託した業務に係る再委託者の行為について、全ての責任を負うものとする。
- 5 乙は、本契約の一部を再委託するときは、乙が本契約において遵守することとされている事項について、本契約書を準用して再委託者と約定しなければならない。

（管轄裁判所）

第19条 本契約に関する訴訟の第一審管轄裁判所は、東京地方裁判所のみとする。

（秘密の保持）

第20条 甲及び乙は、互いに本契約の履行に際し知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。第18条第1項に規定する再委託の相手方についても、同様とする。

- 2 乙は、秘密情報について、業務の履行に必要な範囲を超えて使用、提供又は複製してはならない。また、いかなる場合も改ざんしてはならない。
- 3 乙は、本業務の従事者が、その在職中、退職後を問わず、秘密情報を保持することを確保するため、秘密取扱規定の作成、秘密保持誓約書の徴取その他必要な措置を講じなければならない。
- 4 本条の各規定は、本契約が終了した場合においても同様とする。

（秘密情報の管理等に関する事故の対応と報告）

第21条 乙は、秘密情報の漏えい、滅失又はき損その他の秘密情報の管理に係る違反行為等が発生したときは、直ちに被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を講ずるとともに速やかに甲に報告し、その指示に従わなければならない。

- 2 甲は、乙の故意又は過失により秘密が漏洩したため損害が生じた場合は、乙にその損害の賠償を請求することができる。
- 3 本条の各規定は、本契約が終了した場合においても同様とする。

(紛争又は疑義の解決方法)

第22条 本契約に関し、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議の上、解決するものとする。

(暴力団排除)

第23条 暴力団排除に関する条項については、「暴力団排除条項」によるものとする。

(人権尊重の取組)

第24条 乙は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

(特記事項)

第25条 本契約に特記事項がある場合は、別紙においてこれを定める。

- 2 本契約書本文と本契約書に編てつされた仕様書、特記事項が抵触する場合の優先順位は、特記事項、仕様書、契約書本文の順序とする。

上記契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 支出負担行為担当官
警察庁長官官房会計課理事官
永山 貴大

乙

別紙 1

管理車両一覧表

番号	年 式	車 型 種 式	排気量 (L)
1	平成25年1月	ニッサン ティアナ DBA-J32	2.49
2	平成25年1月	ニッサン ティアナ DBA-J32	2.49
3	平成25年1月	ニッサン ティアナ DBA-J32	2.49
4	平成25年9月	ニッサン ティアナ DBA-J32	2.49
5	平成25年9月	ニッサン ティアナ DBA-J32	2.49
6	平成25年10月	トヨタ アルファード DBA-GGH20W	3.45
7	平成25年12月	ニッサン セレナ DBA-C26	1.99
8	平成27年8月	トヨタ ミライ ZBA-JPD10	56.00
9	平成27年10月	ニッサン ティアナ DBA-L33	2.48
10	平成30年1月	トヨタ クラウン DAA-AWS210	2.49
11	平成30年1月	トヨタ クラウン DAA-AWS210	2.49
12	平成30年1月	トヨタ クラウン DAA-AWS210	2.49
13	平成30年1月	トヨタ クラウン DAA-AWS210	2.49
14	平成30年1月	トヨタ アルファード DAA-A YH30W	2.49
15	平成31年3月	ニッサン キャラバン CBF-CS4E26	2.48
16	令和元年9月	ニッサン キャラバン CBF-CS4E26	2.48
17	令和4年11月	ニッサン セレナ 6AA-HC27	1.19
18	令和6年2月	ニッサン セレナ 6AA-GC28	1.43

別紙2

料 金 表

表（1）

期 間	小 計	消 費 税	合 計
令和6年4月1日～令和6年4月30日			
令和6年5月1日～令和6年5月31日			
令和6年6月1日～令和6年6月30日			
令和6年7月1日～令和6年7月31日			
令和6年8月1日～令和6年8月31日			
令和6年9月1日～令和6年9月30日			
令和6年10月1日～令和6年10月31日			
令和6年11月1日～令和6年11月30日			
令和6年12月1日～令和6年12月31日			
令和7年1月1日～令和7年1月31日			
令和7年2月1日～令和7年2月28日			
令和7年3月1日～令和7年3月31日			
基本管理料小計			
合 計			

※ 料金の端数は、年度当初月で調整する。

表（2）

基本管理時間外管理料(税抜き)		
1台	30分	円

表（3）

追加管理車両管理料(税抜き)		
1台	1日(8時間)	円

暴力団排除条項

(属性要件に基づく契約の解除)

第1条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約の解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来においても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号のいずれかに該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに乙、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(下請負契約等に関する契約の解除)

第4条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除しないとき若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(損害賠償等)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損失について、何ら補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

別紙様式

再委託承認申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
警察庁長官官房会計課理事官 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

令和 年 月 日付けで契約いたしました下記契約について、再委託を承認くださるよう申請いたします。

なお、契約の履行に際し、当社の再委託先が本契約事項に違反した場合、当社が一切の責任を負います。

記

契 約 件 名	
再委託の相手方の住所及び氏名	
再委託を行う業務の範囲	
再委託を必要とする理由	
再委託期間	
再委託率 (全請負に対する再委託の割合)	

※ 次に掲げる書類を、上記「再委託期間」開始 10 日前までにこの申請書に添付の上、提出すること。

- ・再委託の相手方の会社概要
- ・その他警察庁が指示する書類

審 査 結 果	承認	非承認
承認又は非承認とした理由		

再委託承認書

令和 年 月 日

上記審査結果のとおり、再委託を承認する（承認しない）。

支出負担行為担当官
警察庁長官官房会計課理事官

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、再委託をするに当たり、下記事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴庁の求めに応じて当社の役員名簿（有価証券報告書（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。以下同じ。）に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 再委託の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 再委託の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団員等による不当介入を受けた場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、親事業者へ報告を行います。

※この誓約事項は、再委託等の相手方に提示し、誓約させる場合に使用するものです。

企画競争に関するアンケート

警察庁長官官房会計課調達係 行

(Mail tyotatu@npa.go.jp)

*今後の業務の改善に生かす目的でお願いするものです。

提出の内容等により不利な扱いを受けることはありません。

●調 達 件 名 自動車管理業務請負

●御 社 名

ご担当者名

御連絡先

参加を辞退された方

●企画競争参加辞退の理由（回答するものに「レ」を付して下さい。複数回答可）

提案書提出までの準備期間が短い（公告から概ね_____日間必要）。

納期、履行期間が短い（概ね_____日間必要）。

仕様書の一部について対応できない。又は、御社にとって不利な条件である。

具体的にどこが問題でしたか。

業務内容と異なる内容であった。

情報収集目的（当初から企画競争に参加する意思はなかった）

落札できそうにない（競合他社や価格面から）。

その他（今回の企画競争に関する改善要望等）

企画競争に参加された方

●今回の企画競争に関する改善要望等

応募要領

1. 件名

自動車管理業務請負

2. 業務内容

仕様書参照

3. 提出書類

- (1) 車両管理者の業務実施能力
車両管理者の適格性が分かる資料。
- (2) 業務実施体制
業務の実施体制、情報管理、教育研修、有事における対応力が分かる資料。
- (3) 主な運行契約実績その他
主な運行契約実績その他が分かる資料。
- (4) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標
認定を受けていることが分かる資料。
- (5) 予定経費（見積額）
本業務に必要な経費を記載すること。
- (6) 法人概要
会社案内・概要等が分かる資料（パンフレット可）。

※ 応募者が特定されることのないよう、(5)及び(6)以外の提出書類に応募者名は記載しないこと。

4. 提出期限等

- (1) 提出期限
令和6年2月29日（木）17時（必着）
- (2) 提出部数
3の(1)から(4)については、提案書として9部
3の(5)及び(6)については、1部
- (3) 提出方法
郵送又は持参により以下の提出先まで提出すること。なお、FAX、電子メール等での提出は認めない。
- (4) 提出先
〒100-8974
東京都千代田区霞が関2丁目1番2号
警察庁長官官房会計課 管理係
電話 03-3581-0141 内線 2214

5. 選考要領

提出された提案書について審査を行い、決定案を 1 つ選び、当該提案書を提出した者と契約を締結する。

6. その他

- (1) 提出する提案書は、1 者 1 案までとする。
- (2) 提案書の作成に係る一切の費用は応募者の負担とする。また、提出した提案書は返却しないものとする。
- (3) 応募者は、提案書の提出をもって、別添の「暴力団排除に関する誓約事項」に誓約したものとする。また、虚偽の誓約若しくは誓約に反することとなった時は、当該者の応札は無効とする。
- (4) 本案件に係る契約締結は、令和 6 年度本予算に当該経費が盛り込まれるとともに同予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について提案書の提出をもって誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴庁の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報等を警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。

3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

自動車管理業務請負仕様書

1 契約件名

自動車管理業務請負

2 契約期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 対象車両

本業務の対象車両は、別紙1の別表(1)に記載されている車両(以下「管理車両」という。)とする。

4 業務内容

- (1) 管理車両の運行及びこれに関連する業務を行うこと。
- (2) 管理車両の清掃等(始業点検及び終業点検の日常整備を含む。)に関すること。
- (3) 事故処理の全般に関すること。

5 車両管理者等

- (1) 請負者は、落札後、速やかに本管理業務を行う車両管理責任者及び車両管理者(以下「車両管理者等」という。)の候補者を登載した名簿を作成し、必要書類(別紙2)を添付して警察庁に提出し、警察庁から面接その他の方法による審査の要請があった場合には、これに応じるものとする(審査は(10)の基準に準じて行う)。
- (2) 請負者は、(1)により提出した名簿のうち、警察庁から承認を受けた者を本管理業務に従事させるものとする。
- (3) 車両管理者は、普通二種自動車免許以上を有し、直近1年以上、自動車(貨物自動車を含む)の運転を業務として行っていた実務経験を有するもので、直近1年以上において無事故、無違反であることとし、かつ、年齢が65歳未満であり身体強健で、本管理業務に支障のない者とする。ただし、勤務状況等を踏まえ、警察庁が特に必要であると認める場合には、例外的に65歳以上の者を車両管理者とすることができる。
- (4) 請負者は、請負者が雇用し、契約期間を通して業務する車両管理者等(アルバイトを除く)により本業務を行うものとする。
- (5) 請負者は、本業務の遂行に関し、車両管理者の指揮、監督を車両管理責任者に行わせるものとする。
- (6) 請負者、又は車両管理責任者は、駐在する車両管理者が病気その他の事情により、本業務を行うことが困難と認めた場合、名簿に登載された者の中からこれに代わる者を業務に当たらせ、業務に支障のないようにするものとする。
- (7) 請負者は、車両管理者を警察庁の指定する場所に駐在させ、9台の管理車両を運行できるようにするものとする。
- (8) 請負者は、警察庁から別紙3の様式により通知を受けた場合は、名簿に登載された者の中から車両管理者を指定し、上記車両(9台)に加え、3台までの管理車両を運

行できるようにするものとする。

なお、警察庁は請負者に対し7日前（土日祝日を除く）までに通知を行うこととする。

- (9) 請負者は、車両管理者に、法令等を遵守させるとともに、善良なる管理者の注意をもって管理車両の運行、管理及び保管を行わせるものとする。

なお、管理車両を本業務以外の目的に使用させてはならないものとする。

- (10) 契約期間中に警察庁が以下（ア～オ）の基準に照らし車両管理者として不適格であると判断した者は、直ちに、交替させること。また、以降、警察庁が許可した場合を除き本業務に従事させてはならない。

ア 社会人として必要な一般的なマナーが身につけていない者。

イ 運転業務を行う上で、必要とされる知識が不足している者（道路交通法、自動車整備、都内の道路事情等）。

ウ 警察庁の運転業務を行う上で相応しくない身なりである者。

エ 運転技術が不足している者（急加速、急ブレーキ等、同乗者が不安を感じる等）。

オ その他、本契約を履行するために必要とされる知識・能力等を満たしていないと警察庁が判断する者。

- (11) 請負者は、車両管理者が欠勤する際は、警察庁に報告するとともに、警察庁の要請に応じて、承認を受けた者の中から車両管理者を指定し、同業務に従事させるものとする。

6 基本管理業務

- (1) 請負者は、管理車両を対象に、前記「4 業務内容」のうち、警察庁が運行の前週までに請負者に別途連絡する配車計画表に基づき、運行、運行前後の点検整備、清掃を行うものとする。

ただし、配車計画表による連絡が困難な場合等には、警察庁は、車両管理責任者に電話等による適宜の方法、時期に連絡することが出来るものとする。

また、車両の運行中は、配車計画に支障のない範囲内において、乗車者の指示に従うものとする。

- (2) 請負者は、車両の管理が適切に行われるよう、車両管理責任者に毎月、運行車両の状況を確認させ、翌月速やかに警察庁に報告書等を提出するものとする。

7 基本管理時間

請負者は、基本管理時間（平日06:00～19:00の間（祝日、休日等を除く。）の1日当たり8時間）又は基本管理時間以外に配車計画表等に基づき、前記「6 基本管理業務」を行うものとする。

なお、基本管理時間、基本管理時間以外の時間の区分に応じ、異なる単価とすることができるものとする。

8 服务等

- (1) 請負者は、車両管理者等の風紀衛生及び規律維持等に関して一切の責任を負うもの

とする。

- (2) 請負者は、全ての車両管理者を対象として毎日、運行前に飲酒検査を実施することとし、アルコールが検知された場合は、当該車両管理者に車両を運転させてはならない。

なお、この場合において、本業務への支障が生じることのないよう、必要な措置を講ずるものとする。

9 管理記録

請負者は、車両管理者に毎日の管理車両の管理状況について、警察庁が定める様式の自動車運転日誌を作成させ、警察庁に提出させるものとする。

10 車両の引継及び保管並びに返還

- (1) 管理車両の引渡しは、本契約の契約期間初日に警察庁の指定する場所において行い、引継ぎに当たっては、警察庁及び請負者両者が当該車両の現状を相互に確認するものとする。
- (2) 管理車両の保管場所及び保管方法は、警察庁が請負者に指定するところによる。
- (3) 管理車両は、終業後直ちに警察庁が指定した保管場所に格納保管するものとする。
- (4) この契約が終了したときには、請負者は直ちに管理車両を警察庁の指定する場所に返還するものとする。

11 車両管理等

- (1) 車両管理者は、常に管理車両の清潔を保ち、常備する工具類を用いて、通常業務に支障をきたさない時間内に、点検整備・修理・調整を行い、最善の車両管理に努めなければならない。
- (2) 車両管理者は、運行の途中一時駐車するときは、管理車両から離れてはならないものとし、やむを得ず管理車両から離れる場合には、他の車両等の通行に支障を来してはならない。また、盗難及び損傷の防止のための措置を講じなければならない。
- (3) 請負者は、車両管理者が管理車両を亡失又は損傷した場合には、直ちにその旨を警察庁に報告するほか、必要に応じ速やかに最寄りの警察署又は交番等に届け出をし、その後の措置について警察庁と協議のうえ、車両管理責任者に適切な指示を行うものとする。

12 交通事故等の報告

- (1) 請負者は、本業務の遂行に伴い、車両管理者が当事者となる交通事故が発生した場合には、直ちに負傷者の救護、警察への通報等必要な措置を講じさせるとともに、速やかにその旨を警察庁に報告し、警察庁と協議の上事故処理業務を行うものとする。
- (2) 車両管理者は、管理車両の運行中、管理車両が故障し修理に長時間を要する場合など、救援を必要とするときは、速やかにその旨を車両管理責任者及び警察庁に報告し、車両管理責任者の指示を受けるものとする。

13 給油等

車両管理者は、警察庁が指定する場所において給油等を行うものとする。

14 任意保険

管理車両は警察庁において任意保険に加入している。

15 その他

本仕様につき、疑義が生じた場合は、その都度、警察庁と協議を行うこと。

別表（１）
（管理車両一覧表）

番号	年 式	車 種 型 式	排気量 (L)
1	平成25年 1 月	ニッサン ティアナ DBA-J32	2.49
2	平成25年 1 月	ニッサン ティアナ DBA-J32	2.49
3	平成25年 1 月	ニッサン ティアナ DBA-J32	2.49
4	平成25年 9 月	ニッサン ティアナ DBA-J32	2.49
5	平成25年 9 月	ニッサン ティアナ DBA-J32	2.49
6	平成25年10月	トヨタ アルファード DBA-GGH20W	3.45
7	平成25年12月	ニッサン セレナ DBA-C26	1.99
8	平成27年 8 月	トヨタ ミライ ZBA-JPD10	56.00
9	平成27年10月	ニッサン ティアナ DBA-L33	2.48
10	平成30年 1 月	トヨタ クラウン DAA-AWS210	2.49
11	平成30年 1 月	トヨタ クラウン DAA-AWS210	2.49
12	平成30年 1 月	トヨタ クラウン DAA-AWS210	2.49
13	平成30年 1 月	トヨタ クラウン DAA-AWS210	2.49
14	平成30年 1 月	トヨタ アルファード DAA-AYH30W	2.49
15	平成31年 3 月	ニッサン キャラバン CBF-CS4E26	2.48
16	令和元年 9 月	ニッサン キャラバン CBF-CS4E26	2.48
17	令和 4 年11月	ニッサン セレナ 6AA-HC27	1.19
18	令和 6 年 2 月	ニッサン セレナ 6AA-GC28	1.43

別表（２）
（予定数量）

基本管理時間外管理時間	119時間
管理車両の増車	0台

- ※ 上記数量は、警察庁の都合により増減できるものとする。
 ※ 基本管理時間外管理時間は30分を単位とする（上記の場合238単位）。
 ※ 管理車両の増車は1日（8時間）単位とする。

必要書類

- 運転免許証の写し
- 経歴書（写真つき）
- 運転記録証明書（自動車安全運転センター発行）直近 5 年分
- 健康診断結果の写し

審査手順書

1. 件名

自動車管理業務請負

2. 審査方式

- ① 審査項目は基礎点と加点の2種類に分け、その合計にて決定する。
- ② 審査項目の区分が基礎点である項目については、最低限の要求水準を要件として設定する。審査の際には、基礎点に係る要件を充足している場合には「○」とし、充足していない場合は「×」とする。一つでも基礎点に係る要件を充足していないと見なされた場合には、その応募者は不合格とする。
- ③ 審査項目のうち基礎点に係る要件以外は、加点に係る要件とし、その提案内容に応じて加点する（具体的な加点に係る要件の評価については、下記「3. ② 配点方法」を参照。）。

3. 審査項目

① 審査項目

本契約における審査項目の内訳は、以下のとおりとする（詳細については、審査項目を参照。）。

企画点 = 車両管理者の業務実施能力 + 業務実施体制 + 主な運行契約実績その他
+ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

② 配点方法

加点に係る要件に関しては、それぞれ以下の審査基準により得点を与え、その合計を企画点とする。

評価ランク	審査基準	項目別得点	
S	通常の設定を超える卓越した提案内容である。	20	30
A	通常想定される提案としては最適な内容である。	14	20
B	概ね妥当な内容であると認められる。	7	10
C	内容が不十分である、あるいは記載がない。	0	0

※ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標の配点方法については次のとおり

○ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての審査基準

認定等の区分 ※1		配点
女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）等	プラチナえるぼし ※2	5
	えるぼし3段階目 ※3	4
	えるぼし2段階目 ※3	3
	えるぼし1段階目 ※3	2
	行動計画 ※4	1
次世代法に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定・プラチナくるみん認定企業）	プラチナくるみん ※5	5
	くるみん（令和4年4月1日以降の基準） ※6	3
	くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準） ※7	3
	トライくるみん ※8	3
	くるみん（平成29年3月31日までの基準） ※9	2
若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）		4

※1 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行うものとする。

※2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法第24号）による改正後の女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定

※3 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定

なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。

※4 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。

※5 次世代法第15条の2の規定に基づく認定

※6 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定

※7 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、※9の認定を除く。）

※8 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号の規定に基づく認定

※9 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定

「自動車管理業務請負」審査項目

評価項目	評価区分	評価基準	得点配分	
			基礎点	加点
1 車両管理者の業務実施能力				
・車両管理者の適格性	必須	・普通二種自動車免許を有し、直近1年以上自動車（貨物自動車を含む）の運転を業務として行っていた実務経験を有しているか。	(○又は×)	-
	必須	・過去1年間において無事故・無違反であり、身体強健で、本管理業務に支障のない者であるか。	(○又は×)	-
	任意	・勤務地（都内）において業務運転手としての運転歴があり、当該地域内の官公署等主要施設、道路事情に関し豊富な経験及び技術を有しているか。その他、警察庁の業務を行うに際し、適した人材であるか（一定期間の勤続年数等）。	-	30
2 業務実施体制				
・業務の実施体制	必須	・車両運行管理を仕様に基づき、適切に実施できる体制が整っており、労務管理、健康管理は関係法令に適合しているか。	(○又は×)	-
・情報管理	必須	・業務で知りえた情報、個人情報などについて、必要な情報セキュリティ措置がとられているか。	(○又は×)	-
・教育研修	必須	・車両管理者に対して、安全運転やマナー等に関する研修及び訓練等を実施する体制をとっているか（具体的な講習・研修内容やその実施方法）。	(○又は×)	-
・有事における対応力	任意	・災害発生時などの有事においても、安定して業務を継続することができる体制であるか。また、警察庁からの緊急の要請に対応することができるか。	-	30
3 主な運行契約実績その他				
・主な運行契約実績その他	必須	・過去3年以上の類似の業務実績を有しているか。	(○又は×)	-
	任意	・同様の業務に関し、過去5年間で、業務を継続して1年以上円滑に実施した実績を有しているか。	-	20
	任意	・本業務を請負うにあたり、自社が有利であると思われる事項があるか。	-	30
4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標				
・ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	任意	・女性活躍推進法に基づく認定を受けているか。（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）	-	5
		・次世代法に基づく認定を受けているか。（くるみん認定企業・トライくるみん認定・プラチナくるみん認定企業）		
		・若者雇用推進法に基づく認定を受けているか。（ユースエール認定企業）		
合 計		基 礎 点	(○又は×)	115
		加 点	115	